

条例第41条第2項に基づく土壤汚染等処理計画書は別の様式です。

土壤汚染等処理計画書提出書

年 月 日

東三河総局長 殿
県民事務所長郵便番号
提出者 住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

原則、土壤汚染の報告を行った者から届出してください。

土壤汚染等処理計画書を提出します。

事業場	名 称	○×事業所
	所 在 地	〇〇市〇〇町〇番地
土 壤 汚 染 等 処 理 計 画 書		別添のとおり。
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1. 土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況

特定有害物質の種類	適合しない基準項目	最大濃度	最大濃度の区画名
鉛及びその化合物	溶出量・含有量・地下水	160 mg/L →mg/kg	B1-7
ふっ素及びその化合物	溶出量 ・含有量・地下水	1.2 mg/L →mg/kg	B1-7
ふっ素及びその化合物	溶出量・含有量・ 地下水	1.1 mg/L →mg/kg	B1-7
	溶出量・含有量・地下水	mg/L・mg/kg	
	溶出量・含有量・地下水	mg/L・mg/kg	

2. 措置の内容

掘削による除去

3. 措置の実施期間（予定）

全体	令和 年 月 日～令和 年 月 日
基準不適合土壌の搬出の着手予定日	令和 年 月 日
基準不適合土壌の搬出完了予定日	令和 年 月 日
基準不適合土壌の運搬完了予定日	令和 年 月 日
基準不適合土壌の処理完了予定日	令和 年 月 日

4. 土地の形質の変更を行う面積

160 m²

5. 掘削除去の方法

（１）掘削深さと地下水位の位置関係

（例１）掘削深さ（GL-3m） 地下水位（GL-5m）

（例２）掘削深さ（GL-3m） 地下水位（GL-2m）

（２）施工フロー

土地の形質の変更に当たり基準不適合土壌が帯水層に接する場合にあっては、工事による汚染の拡散防止対策を含めて記載してください。

※「土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準」（平成31年環境省告示第5号）、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）Appendix12参照

資料にはページ番号を記載してください。

6. 搬出する基準不適合土壌の体積

単位区画	汚染状態	対策深度 (m)	掘削面積 (m ²)	掘削深度 (m)	地下構造物の 体積※ (m ³)	搬出土量 (m ³)
A1-4	ふっ素及び その化合物 (溶出)	2	100	2	10	190
B1-7	鉛及びその 化合物 (含有)	3	60	3	0	180
	ふっ素及び その化合物 (溶出)	3	60	3	0	
合計						370

※地下構造物の体積が不明の場合は「0」と記載してください。

7. 基準不適合土壌の運搬・処理

(1) 運搬フロー図(積替え保管なし)

積替え保管がある場合、積替え場所の所在地・所有者名又は名称についても記載してください。

措置を講ずる区域：〇〇市〇〇町〇ー〇

特定有害物質：鉛及びその化合物（含有）、ふっ素及びその化合物（溶出）

運搬：【運搬受託者名】(株)●●

【運搬受託者住所】●●市●●町●ー●

【荷姿】直積み＋トラックシート掛け

【運搬請負者名】▲▲(株)

【運搬請負者住所】▲▲市▲▲町▲ー▲

【荷姿】直積み＋トラックシート掛け

【運搬請負者名】△△(株)

【運搬請負者住所】△△市△△町△ー△

【荷姿】直積み＋トラックシート掛け

処理：【処理する者の氏名又は名称】□□(株)□工場

【処理施設の所在地】□□市□□町□ー□

【処理施設の種類】浄化等処理施設

【処理方法】浄化（抽出－洗浄処理）

※汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.2版）2.1.1(3)4)ア参照

(2) 運搬方法

陸運

- ・陸運（自動車）、海運（船舶）の別を記載してください。
- ・運搬経路図を処理施設ごとに作成してください。

(3) 緊急連絡体制表、作業員の教育に用いる資料及び指示方法等を示した資料

- ・基準不適合土壌の運搬中に事故が起こったときなどの緊急時の連絡先を示してください。
- ・運搬時の事故の未然防止や事故時の対応方法に関する作業員への教育内容を示してください。

※汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.2版）3.2参照

8. 基準不適合土壌を運搬する者の氏名又は名称、運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先

	自動車等の使用者の名称等	連絡先		車体の形状	特定有害物質の種類	飛散等を防止する構造
		住所	電話番号			
運搬受託者	株●●	●●市●●町●●	●●●●-●●●●	ダンプ	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物	直積み+トラックシート掛け
運搬請負者	▲▲(株)	▲▲市▲▲町▲▲	▲▲▲-▲▲▲▲	ダンプ	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物	直積み+トラックシート掛け
	△△(株)	△△市△△町△△	△△△-△△△△	ダンプ	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物	直積み+トラックシート掛け

※汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.2版）2.1.1(3)9参照

9. 埋め戻し土壌の性状

(1) 搬入元の情報

〇〇市〇〇町〇〇-〇〇で掘削した山土

(2) 分析頻度

特定有害物質全26種について5,000m3以下ごとに1回

搬入土壌に応じ、特定有害物質全26種について分析を行ってください。

- ・土壌汚染のおそれがないと認められる土地から搬入された土壌 →5,000m3以下ごとに1回
- ・土壌汚染のおそれが少ないと認められる土地から搬入された土壌→900m3以下ごとに1回
- ・土壌汚染のおそれが多いと認められる土地から搬入された土壌 →100m3以下ごとに1回

※「要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法」（平成31年環境省告示第6号）、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）Appendix15参照

10. 対策工事期間中に実施する環境保全対策の内容

対策工事期間中に実施する環境保全対策を記載してください。

- ・特定有害物質の飛散、揮散、流出防止等の対策
- ・騒音対策
- ・悪臭対策
- ・地下水対策
- ・運搬時の飛散防止措置 など

※土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）5.4.5参照

11. 対策工事期間中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

対策工事期間中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法を記載してください。

- ・地下水汚染の拡大が確認された場合は直ちに、掘削作業を中止する。
- ・工事区域周辺にシートパイルを準不透水層まで打設し、地下水汚染の拡大を防止する。

など

12. 事故、災害その他の緊急事態が生じた場合の対応方法

事故、災害その他の緊急事態が生じた場合における対応方法を記載してください。

- ・非常災害等の緊急事態が生じた場合、盛土や観測井等汚染除去等の措置に係る構造物や設備等に損壊がないかどうか確認する。損壊があった場合には速やかに修復する。
- ・事故、災害等による汚染の拡散の有無を確認する。

など

13. その他

土壌の埋戻しを行った後、A1-4区画の地下水の下流側において、地下水の汚染が生じていない状態を1回確認する。

土壌の埋戻しを行った後、B1-7区画の地下水の下流側において、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水基準に適合する状態が2年間継続することを確認する。また、地下水の水質測定結果を県に1年に1回報告する。

工事終了後、措置完了届出書（措置完了でない時は工事終了報告書）を提出する。

土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地の場合、次のとおり地下水の水質測定が必要になります。措置の効果の確認方法を記載してください。

○地下水の汚染が生じている場合

土壌の埋戻しを行った場所（土壌の埋戻しを行っていない場合は、掘削除去をした場所）にある地下水の下流側の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、地下水基準に適合する状態が2年間以上継続することを確認する。

○地下水の汚染が生じていない場合

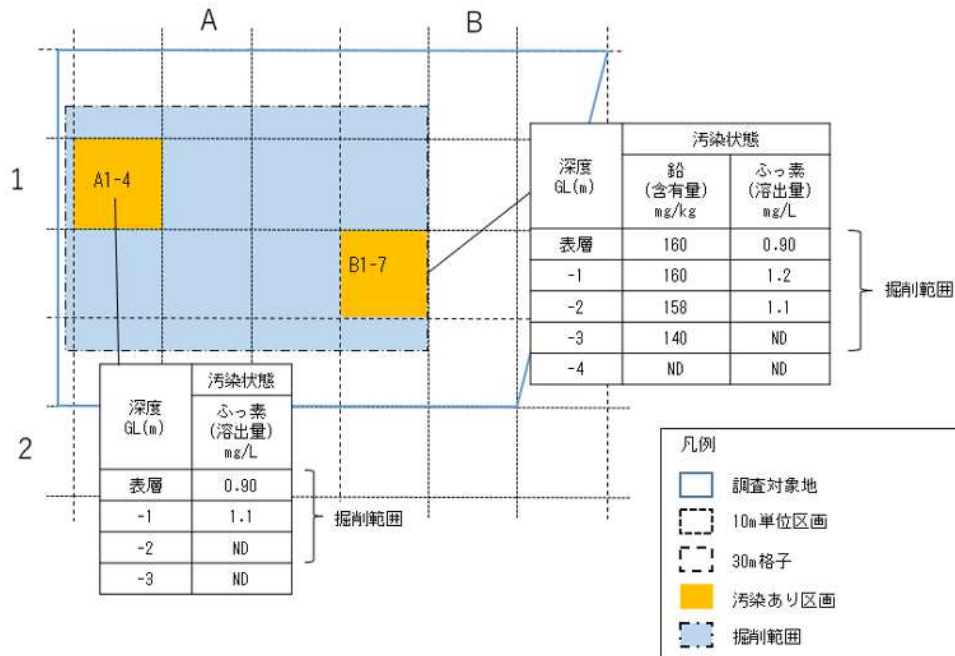
土壌の埋戻しを行った場所（土壌の埋戻しを行っていない場合は、掘削除去をした場所）にある地下水の下流側の周縁の1以上の地点に観測井を設け、地下水の汚染が生じていない状態を1回確認する。

添付書類

1. 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面

土地の形質の変更をしようとする場所が分かる図面を添付してください。

2. 汚染の状況がわかる図面

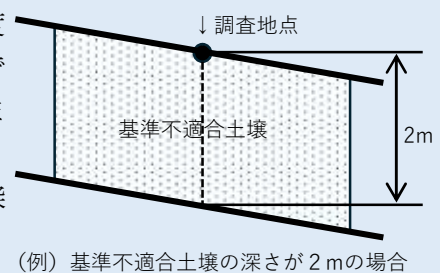


①掘削除去を行う部分とその深度、②特定有害物質ごとの汚染濃度が分かる図面を添付してください。

※汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.2版）2.1.2(1)参照

3. 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

- ・原則、区画ごとに作成してください。
- ・単位区画内に傾斜がある場合は、傾斜の状況と掘削深度の関係がわかるように記載してください。（愛知県では、基準不適合土壌の深さは傾斜に沿って判断します。）
- ・傾斜地において標高管理により施行する場合は、掘削深度の管理及び記録方法について事前に窓口に相談してください。



4. 工事終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

上記図面と合わせ、土地の形質変更後における基準不適合土壌の残存する範囲及び深度を明示した図面も作成してください。

5. 使用予定の管理票の写し

次の①～⑨を記載してください。

- ① 管理票交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 運搬受託者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ③ 処理受託者又は土壌使用者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ④ 法人にあっては、管理票の交付担当者の氏名
- ⑤ 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- ⑥ 汚染土壌の荷姿
- ⑦ 要措置区域等の所在地
- ⑧ 積替え又は保管場所
- ⑨ 汚染土壌処理施設の名称及び所在地又は、受入区域（区域間移動又は飛び地間移動の場合）の所在地

6. 自動車等の構造を記した書類

運搬の過程において基準不適合土壌の飛散等を防止できる構造であることが確認できる写真、構造図等を添付してください。

7. 基準不適合土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類

- ・原則、委託契約書の写しを添付してください。
- ・複数の汚染土壌処理施設へ搬出を行う場合には、各々添付してください。

8. 汚染土壌処理施設の許可証の写し

複数の汚染土壌処理施設へ搬出を行う場合には、各々添付してください。

9. 保管施設の構造を記した書類（保管を行う場合）

- ・保管施設の配置図、構造図及び主要な設備の写真を添付してください。
- ・基準不適合土壌の荷重が壁面等にかかる構造である場合には、荷重に対して構造耐力上十分に安全であることを示す構造計算書等を添付してください。

10. 積替施設の図面及び写真（積替を行う場合）

- ・積替え場所の構造図及び写真等を添付してください。
- ・複数の積替え場所を経由する場合には、各々添付してください。

11. 地下水観測井の構造及び測定計画

- ・観測井の構造が分かる図を添付してください。
- ・地下水を採水する場所、頻度を記載してください。